

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第71号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 退職被保険者等以外の被保険者に係る基礎賦課総額の特例措置の恒久化

平成26年度までの暫定措置とされていた高額な医療に係る交付金事業が平成27年度から恒久化されることに伴い、保険料の賦課額のうち退職被保険者等以外の被保険者に係る基礎賦課額の総額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用及びその費用のための収入に、当該交付金事業を行う国民健康保険団体連合会に本市が納付する拠出金に相当する額及び当該交付金事業により国民健康保険団体連合会が本市に交付する交付金を加算する措置を恒久化することとしました。

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額の改定

次のとおり、保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
基 礎 賦 課 額	510,000円	520,000円
後期高齢者支援金等賦課額	160,000円	170,000円
介 護 納 付 金 賦 課 額	140,000円	160,000円

3 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を次のとおり改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に245,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に260,000円を乗じて得た金額を加算した額
同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に450,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に470,000円を乗じて得た金額を加算した額

注 「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6

条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。)をいう。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 71 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「保健事業に要する費用の額」の右に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金その他」に改める。

第11条ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第14条の3ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第14条の9ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第2項中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)